

(公財)板橋区文化・国際交流財団ウクライナ避難民に対する一時支援金支給実施要綱  
令和4年4月26日決定

(目的)

第1条 この要綱は、ロシアのウクライナへの侵攻に伴い、ウクライナから避難を余儀なくされた方の板橋区における当面の生活・暮らしを支援するため支給する(公財)板橋区文化・国際交流財団(以下「財団」という。)ウクライナ避難民に対する一時支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)ウクライナからの避難民であることを証明できる者
- (2)理事長が第7条の規定により支援金の支給を決定する時点において、板橋区内に居住する者

(支給額等)

第3条 支援金の支給額は、世帯単位で算出する。算出方法は1世帯につき150,000円を基本とし、支給対象者の人数が2人以上の場合は、1人につき50,000円を追加する。

(受給者)

第4条 支援金の受給者は、支給対象者のうち世帯の中で定めた者とする。

(支給の方式)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を、次条第2項に定める期限までに、理事長に提出しなければならない。

- (1)ウクライナ避難民に対する一時支援金支給申請書(様式1)
  - (2)その他理事長が必要とする書類等
- 2 申請書等の提出は、財団窓口への持参又は財団が定める送付先への郵送により行うものとする。
- 3 支援金の支給は、次のいずれかの方法により行う。
- (1)現金 財団の指定する場所において現金を支給対象者に渡す方法
  - (2)口座振込 支給対象者の金融機関の口座に振り込む方法

(受付開始日等)

第6条 申請書等の提出の受付を開始する日（以下「受付開始日」という。）は、理事長が別に定める日とする。

2 申請書等の提出期限は、支給対象者が本要綱を知った日から2月を経過する日（郵送の場合は、当日消印有効）とする。

(支給の決定)

第7条 理事長は、第5条第1項の規定により提出された申請書等を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支援金に支給の可否を決定し、当該申請をした支給対象者に通知し、支援金を支給する。

2 支援金の支給は、支給対象者につき1回に限るものとする。

(不当利得の返還)

第8条 理事長は、支給決定者が支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合等は、支援金の支給決定を取り消すものとする。

2 理事長は、前項により支給決定を取り消した場合には、支給決定を取り消された者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年6月26日から施行する。